

第1章 計画の背景と趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく「行方市障害者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「行方市障害福祉計画」を同時に策定し、障害者及び障害児が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を実施しています。

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
← 「行方市障害者基本計画（10か年）」 →										
「第1期行方市障害福祉計画」			「第2期行方市障害福祉計画」			「第3期行方市障害福祉計画」				

第1期（平成18年度～平成20年度）の主な動き

- ◇ 行方市玉造保健センター内に「地域包括支援センター」を開設し、市健康増進課・介護福祉課・社会福祉課の窓口とともに、障害のある方やその家族などからの相談に対応しています。
- ◇ 市内・近隣の事業所や施設は、自宅での生活を支援する訪問サービスや日中活動を支援するサービス、居住の場を提供するサービスなど、障害のある方やその家族の生活を支援する体制の充実を進めています。
- ◇ 「行方市地域自立支援協議会」をH19年度（H20.2.21）に設置し、障害福祉全般の協議を行う場として、福祉、保健、医療、教育、雇用等、多分野の機関・団体が参加し、情報の共有や個別ケースの検討などを行っています。

第2期（平成21年度～平成23年度）の主な動き

- ◇ 本市には法定の入所施設はなく、3カ所の福祉作業所が主に障害者の自立や社会参加の拠点となってきましたが、平成21年4月には1カ所に統合され、行方市地域活動支援センター「ドリームハウス」として障害者の自立や社会参加の新たな拠点となりました。
- ◇ 平成21年度、平成22年度には市内に就労継続支援B型の施設として「フリーダム」、「いもや」が完成し、身体障害者や精神障害者を含む、在宅生活者の日中活動の受け皿として活動がなされています。

そして、今回、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の改定時期にあたり、第2期計画の目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第3期（平成24年度～平成26年度）計画を策定します。

なお、第3期計画の策定は第2期同様に、国における障害福祉計画策定基本指針の改正事項や障害者自立支援法の抜本的見直しの方向とともに、県が策定する「障害福祉圏域」との整合性に配慮するものとします。

《茨城県障害福祉圏域》

茨城県では平成8年度に策定した茨城県障害者プランにおいて、計画を総合的かつ効果的に推進するために、障害福祉圏域を設定しました。

本市は「鹿行障害福祉圏」に属しており、圏域内の国や県の機関及び関係市（鹿嶋市・潮来市・銚田市・神栖市）との連携により、施策の充実を図ります。

障害者就業・生活支援センター（9か所） ●	
1.水戸地区障害者就業・生活支援センター (水戸市)	6.障害者就業・生活支援センターKUIMA (常陸太田・ひたちなか)
2.慶育会障害者就業・生活支援センターなかま (筑西市)	7.障害者就業・生活支援センターまゆみ (日立市)
3.障害者就業・生活支援センターかい (石岡市)	8.つくばLSC 障害者就業・生活支援センター (つくば市)
4.障害者就業・生活支援センターかすみ (土浦市)	9. 障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部 (古河・板東)
5.かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり (鹿嶋市)	

発達障害者支援センター（1か所） ☆
茨城県発達障害者支援センター (茨城町)

地域療育等支援事業（9か所） ◆
1.県立あすなろの郷 (水戸市)
2.あゆみ園 (水戸市)
3.尚恵厚生園 (土浦市)
4.青嵐荘療育園 (古河市)
5.„ゲイステーション銀の笛 (石岡市)
6.鹿島更生園援護寮 (鹿嶋市)
7.あじさい学園療 (八千代町)
8.つくばライフサポートセンター (つくば市)
9.こども福祉医療センター (水戸市)

【参考】国における障害福祉計画策定基本指針の改正事項案の概要(障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)の一部改正について)

【第3期障害福祉計画における変更内容(案)】

- ① 改正障害者基本法を踏まえた規定の整備
…… 平成23年7月に成立した、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)による障害者基本法(昭和45年法律第84号)の目的規定の改正内容について、障害福祉計画の基本理念に盛り込む。
- ② 整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備
…… 相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや、自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確にし、市町村は障害福祉計画を策定するにあたり、協議会の意見を聴くように努めなければならないとされたことにあたり、同協議会を活用することを明記する。
- ③ 地域主権改革を踏まえた規定の整備
…… 平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画において策定又は変更する場合は、できうるかぎり住民の意見を反映させることが望ましい旨明確化する。
- ④ 障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備
…… 平成23年6月に成立した障害者虐待防止法(平成23年法律第79号)を踏まえ
都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組む等を規定に盛り込む。
- ⑤ その他、障害者支援のための計画的な基盤整備の明確化や、平成23年度末を期限とする新体系への移行や障害福祉計画の計画期間等に関する所要の規定の整備

※ 上記改正内容は現時点のものであり、今後追加・修正等がありうる

図表1 国における関連法制度の主な動向

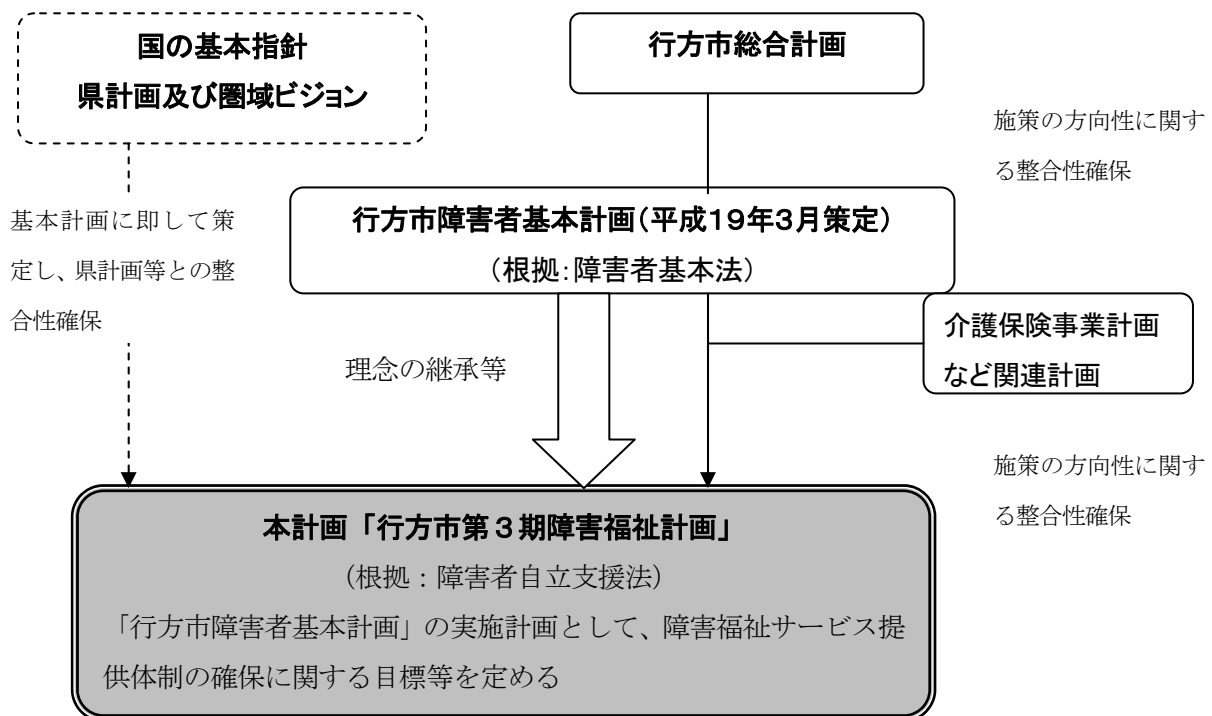
平成 18 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の施行（一部 4 月から施行） ○障害児を養育する世帯の負担軽減措置など 5 つの対策を実施（8 月） ○平成 20 年度までの 3 年間を対象に、総額 1,200 億円の障害者自立支援法円滑施行特別対策を実施 ○「障害者権利条約」（仮称）への対応について、障害者権利条約への対応推進チームにおいて検討
平成 19 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 19 年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画』の策定
平成 19 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「新健康フロンティア戦略」で、発達障害児等を支援する体制の構築や障害を有する方の活動領域の拡張を提起 ○盲・聾学校・養護学校制度を特別支援学校制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月成立）が平成 19 年 4 月から施行
平成 19 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「重点施策実施 5 か年計画」の後期計画（計画期間平成 20 年度～24 年度）を発表 ○与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム「障害者自立支援法の抜本的見直し報告書」発表 ○抜本的見直しに向けた緊急措置（平成 20 年度予算案）発表
平成 20 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置により、障害福祉サービスの利用者負担額の見直しを実施
平成 20 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省が障害者自立支援法等の一部を改正する法律案を国会へ提出
平成 21 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣に障がい者制度改革推進本部が設置
平成 22 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者の障害者等につき福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ○第 176 回国会にて「障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（通称 障害者自立支援法改正案）が成立
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられるとともに、本市が平成19年3月に策定した「行方市障害者基本計画」の実施計画として、その理念を継承しつつ策定するものです。

また、国の基本計画に即して、かつ、県計画及び障害福祉圏域との整合性を確保する必要があるとともに、市の上位計画である「行方市総合計画」や「介護保険事業計画」など関連計画との整合性にも配慮しています。

図表2 本計画の位置づけ

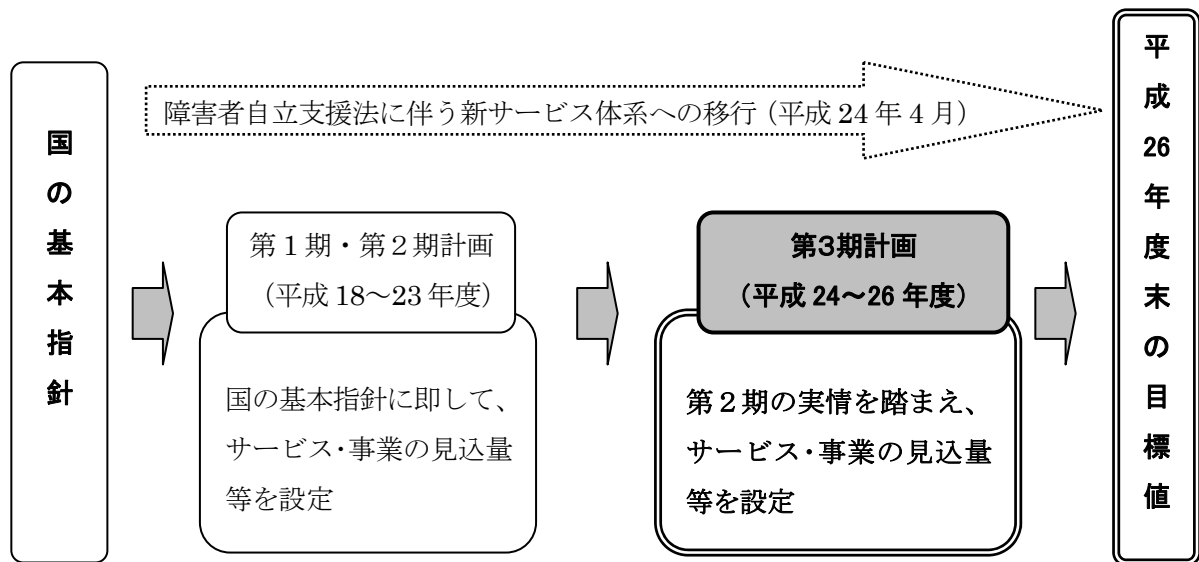


3. 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とする。

図表3 計画の期間の考え方

- 第1期計画 「平成18年6月 平成18年度 平成19年度 平成20年度」
- 第2期計画 「平成21年度 平成22年度 平成23年度」
- 第3期計画 「平成24年度 平成25年度 平成26年度」



- 第4期計画 「平成27年度 平成28年度～」

第2章 第2期の動向と評価

1. 手帳所持者数
2. 障害程度区分の認定状況
3. 第2期計画の評価
4. 第3期における課題

1. 手帳所持者数

平成23年3月31日現在、身体障害者手帳所持者が1,456人、療育手帳所持者が276人、精神障害者保健福祉手帳所持者が118人の計1,850人となっており、総人口の約5%（4.84%）が手帳所持者という状況です。

平成20年度から平成22年度までの身体障害者手帳保持者伸率は2.03%ですが、療育手帳所持者伸率は8.66%増、精神障害者保健福祉手帳は32.84%増と高い伸率となっています

図表4 手帳所持者数

各年3月31日現在（単位：人）

手帳の種類	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	伸率
身体障害者手帳所持者	1,427	1,428	1,456	2.03
療育手帳所持者	254	262	276	8.66
精神障害者保健福祉手帳	89	105	118	32.84
手帳所持者合計 (総人口比)	1,770 (4.53)	1,795 (4.63)	1,850 (4.84)	4.52 (6.84)
【参考】総人口	39,111	38,767	38,249	-2.20

身体障害者手帳所持者の内訳

等級別で見ると、1級の490人と2級の258人を合わせた重度の方が約5割を占めます。

障害別で見ると、肢体不自由者が850人で全体の約6割を占め、次いで内部障害者が386人と2.7割を占めます。

肢体不自由者の内訳は、下肢障害が392人、上肢障害が244人、体幹障害が200人、脳原運動（上肢・移動）14人です。

図表5 身体障害者手帳所持者の内訳

（単位：人）

	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	50	10	0	185	245	490
2級	26	27	1	201	3	258
3級	6	25	5	136	51	223
4級	3	19	6	188	87	303
5級	6	0	0	107	0	113
6級	9	27	0	33	0	69
計	100	108	12	850	386	1,456

療育手帳所持者の内訳

年齢別で見ると、18歳未満の障害児が51人おり、平成22年度中は36人が養護学校等に通われています。

学校から社会への移行にあたって、生徒本人を中心に据えた関係機関の支援ネットワークを形成し、進路支援を行います。

また、行方市障害者地域活動支援センタードリームハウスの地域での役割を検討します。

- 《主な連携関係機関》
- ・鹿島養護学校等
 - ・移行先（企業・施設等）
 - ・常陸鹿嶋公共職業安定所
 - ・障害児(者)地域療育支援事業コーディネーター（鹿島更生園）
 - ・かしま就業・生活支援センター まつぼっくり（鹿島育成園）
 - ・行方市社会福祉協議会

図表 6 療育手帳所持者の内訳（平成23年3月31日現在） (単位:人)

	最重度 (A)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)	計
障害児数 (18歳未満)	7	11	19	14	51
障害者数 (18歳以上)	46	64	63	52	225
計	53	75	82	66	276

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

手帳所持者は平成20年度末の89人に対して平成22年度末は118人と、32.6%倍の高い伸率となっています。

早期から自立支援医療制度を利用して病院等を受診していただき、症状を悪化させない支援が必要です。

図表 7 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳（平成23年3月31日現在） (単位:人)

	1級	2級	3級	計	自立支援医療（精神通院）
計	29	64	25	118	262

2. 障害程度区分の認定状況

障害福祉サービスのうち、18歳以上の方が介護給付のサービスを受ける場合には、鹿行広域事務組合審査会の審査を経て、市が障害程度区分の認定を行います。

認定状況は平成24年1月現在で163人となっており、そのうち知的障害者が約半数の78人と最も多く、次いで身体障害者が51人、精神障害者が26人と続いています。

図表8 障害程度区分の認定状況(H24年1月末現在)

(単位:人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	2	17	9	8	6	9	51
知的障害	5	11	7	18	19	18	78
精神障害	4	14	3	2	0	0	26
身体・知的	0	0	1	1	3	6	9
合計	11	42	20	29	28	33	163

3. 第2期計画の評価

第2期計画の平成23年度目標値の進捗状況や障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績、サービスの広域利用の状況などを把握し、第2期の実績を評価します。

(1) 平成23年度目標値の進捗状況

本計画は、障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成23年度を目標年度として、3つの目標値を設定しています。

なお、第2期計画で掲げた目標と平成23年度までの実績は、次のとおりです。

① 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者数は、平成23年11月時点の58人となっています。平成23年度の目標値では57名の計画であったので、1名上回った形になっています。

また、地域生活への移行は平成23年度末の目標値8人に対して平成23年度現在までの移行実績は6人となっており、第3期計画においての主旨である地域での自立支援についてまだまだ検討が必要な現状となっています。

本当に施設が必要な方のためにも、本人の自立のためにも地域移行は推し進めなければなりません。移行先が当事者にとって充実した地域生活が送れる環境であるか、これからも適宜な判断が求められます。

図表9 平成23年度現在の実績

(単位:人)

事 項	数 値	備 考
平成17年10月時点の入所者数	62	身体障害者の療護施設と授産施設 知的障害者の更生施設と授産施設 } の入所者数
平成21年3月末時点の入所者数	63	平成20年度実績
平成23年10月末現在の入所者数	58	
平成23年10月末時点の削減実績	4	
平成23年3月末時点の地域移行実績	13	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した者の数(平成21年度までは7人、平成23年度までは6人)

②退院可能な精神障害者の地域生活への移行

退院可能な精神障害者数は平成23年度末の目標値10人に対して、平成23年9月末現在で5人であり、目標値を上回った状況になりました。

また、県では入院先病院・疾患名などを公表していないので退院先や退院理由等は不明です。県のデータの意義は、調査を定期的に行うことで「その調査期間中に入院している退院可能な精神障害者数」の増減が見られるということです。

※ 退院可能な精神障害者数＝地域生活可能な入院患者

図表 10 平成23年度現在の実績

(単位:人)

事 項	数 値	備 考
平成20年9月現在の退院可能精神障害者数	12	県調査による退院可能精神障害者数
平成23年9月末現在の退院可能精神障害者数	5	県調査による退院可能精神障害者数
平成23年9月末時点の減少数	7	減少の実績数

③福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行数は、平成23年度の目標値2人に対して、平成23年度の移行実績は3人となっています。

主に障害者就業・生活支援センターまつぼっくりや、就労移行支援事業所ブリッジタウン等が施設利用者と企業との橋渡し役を担って支援を進めていますが、なかなか就労に繋がらないのが現状です。

図表 11 平成23年度現在の実績

(単位:人)

事 項	数 値	備 考
平成21年3月現在の一般就労移行者数	0	平成20年度において福祉施設を退所し一般就労した者
平成23年11月末時点の一般就労移行者数	3	平成23年度までに福祉施設を退所し一般就労した者

※ 平成23年時点の実績は「ブリッジタウン」と「フリーダム」からの一般就労移行数です。

(2)障害福祉サービスの利用実績

① 訪問系サービス

図表 12 訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の移動の援護を行います
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

訪問系サービスの利用実績

居宅介護が微増しています。

(単位:人)

サービス種別		H21 年度実績	H22 年度実績	H23 年度実績
居宅介護	(実利用者数)	32	58	47
重度訪問介護	(実利用者数)	0	1	0
行動援護	(実利用者数)	1	1	1
同行援護	(実利用者数)	0	0	2
重度障害者等包括支援	(実利用者数)	0	0	0

②日中活動系サービス

図表 13 日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練) (県立リハビリセンター等)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (18 か月)】
自立訓練(生活訓練) (県立リハビリセンター等)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (24 か月)】 【長期入院・入院 (36 か月)】

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

日中活動系サービスの利用実績

入所施設が新体系に移行するにあたり、昼と夜のサービスが分離されたので、施設入所者の日中サービスとして生活介護の利用が急増しました。

(単位:人)

サービス種別		H21 年度実績	H22 年度実績	H23 年度実績
生活介護	(利用者数)	52	65	70
自立訓練(機能訓練)	(利用者数)	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	(利用者数)	2	3	3
就労移行支援	(利用者数)	10	10	7
就労継続支援(A型)	(利用者数)	0	0	0
就労継続支援(B型)	(利用者数)	3	35	41
児童デイサービス	(利用者数)	4	4	1
短期入所	(利用者数)	18	10	9
療養介護	(利用者数)	1	1	0

② 居住系サービス

図表 14 居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

居住系サービスの利用実績

居住系サービス利用ではグループホーム・施設入所支援は横這いとなっていますが、ケアホームにおいては増加傾向にあります。これは新体系になり施設からの移行があるなか、グループホームより、ケアホームに移行になった受給者が大半を占めるからだと考えられます。

(単位:人)

サービス種別		H21 年度実績	H22 年度実績	H23 年度実績
共同生活援助 (グループホーム)	(利用者数)	7	5	5
共同生活介護 (ケアホーム)	(利用者数)	6	11	13
施設入所支援	(利用者数)	43	60	58

(3)地域生活支援事業の利用実績

平成23年度末現在の地域生活支援事業の利用実績は、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、自動車改造助成事業などで、計画見込量を上回る実績となっています。

また、生活サポート事業の利用がなかったほかは、予想された実績となっています。

図表 15 地域生活支援事業の利用実績

区分		年度	H21年度	H22年度	H23年度
			実績	実績	実績
相談支援事業	障害者相談支援事業 (メイプル、市社協)	(実施か所数)	2	2	2
	地域自立支援協議会	(実施の有無)	有	有	有
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	(見込者数)	県事業に依存		
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実施か所数)	県聴覚障害者協会へ委託		
		(利用者数/年)	3	3	3
日常生活用具等給付事業	介護・訓練支援用具 介護ベッド・特殊マット、特殊尿器、移動リフト、体位変換器等	(給付件数/年)	2	5	4
	自立生活支援用具 入浴・浴槽用いす、すのこ、ポータブル便器、つえ、移動・移乗支援用具等	(給付件数/年)	1	6	4
	在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、透析液加温器、ブラザー等	(給付件数/年)	5	3	4
	情報・意思疎通支援用具 拡大読書器、文字読み上げ装置、点字器、人工喉頭、会話補助装置、盲人時計等	(給付件数/年)	6	8	6
	排泄管理支援用具 ストマ用品・洗腸用具、紙おむつ等	(給付件数/年)	220	246	316
	居宅生活動作補助用具 居室、玄関、台所、トイレなどの住宅改修(風呂以外)	(給付件数/年)	0	3	0
移動支援事業		(実施か所数)	4	4	4
(市社協、褒の会、ホームヘルプたいよう、あいりレー)		(利用者数/年)	14	18	19
地域活動支援センター	I型 メイプル(精神)	(実施か所数)	1	1	1
		(利用者数/年)	4	5	2

	Ⅲ型 スマイルハウス(精神)	(実施か所数)	2	2	2
	・れいめい(精神)	(利用者数/年)	5	3	3
	Ⅲ型 ドリームハウス(知・身)	(実施か所数)	1	1	1
		(利用者数/年)	31	27	26
更生訓練費事業 (県立リハビリセンター)	(実施か所数)	1	1	1	
	(給付件数/年)	1	0	0	
日中一時支援事業 (鹿島育成園、中台育心園、瀬沼学園、たまりリホーム、はーとふるビレッジ等)	(実施か所数)	11	12	12	
	(利用者数/年)	9	9	7	
生活サポート事業	(利用者数/年)	0	0	0	
点字・声の広報等発行事業	(発行回数/年)	社協事業で実施済			
自動車運転免許取得費助成事業	(助成件数/年)	1	0	0	
自動車改造費助成事業	(助成件数/年)	0	1	0	

4. 第3期における課題

第1期、第2期における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、第3期における改革課題を設定します。

(1)住まいの確保に対する支援

福祉施設の入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を支える基盤として、また、地域での自立した生活の基盤として、グループホーム、ケアホームなどの確保を具体化していくとともに、継続的な運営のための支援が求められている状況です。

(2)療育の継続性の確保

地域での療育の場として、切れ目なく支援を図る取り組み（日中一時保護等による障害児の日中活動の充実）が課題としてあげられます。

また、障害児や発達障害などに関する相談支援機能の充実とともに、障害児及び保護者を継続的に支援する関係機関の連携が求められます。

(3)日中活動を支援するサービスの充実

日中活動を支援するサービスについては、平成21年度以降、就労継続支援B型の施設が2カ所開設し、日中の活動の場として通所者を増やしているところですが、就労継続支援A型、療養介護のように利用がなかったものや、市内の基盤が整っていないサービスがあります。平成26年度を見すえて、サービス事業所の育成が必要です。

(4)自宅での生活を支える訪問系サービスの基盤確保

福祉施設からの地域移行を見据えると、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの充実が不可欠です。しかしながら、全国的な傾向として、福祉の従事者不足が問題化されており、訪問系サービスの充実に向けては、ホームヘルパーの人材確保、育成のための支援を検討する必要があります。

(5)一般就労への移行など、就労を支える取り組みの具体化

本市の福祉施設から一般就労への移行実績は第2期計画期間中の実績が3人となっておりますが、第3期においてはどのように目標値を拡大させることができるかが課題となります。

今後は、市内での基盤整備が遅れている就労移行支援の確保、そして、就労継続支援（A型）（B型）の充実を通じて、就労全般を支援する基盤整備を進めていく必要があります。

また、企業に対する理解を促す取り組みの具体化や就職後の定着支援の取り組みが課題です。

(6)自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化

自立支援協議会を通じて、障害のある方が所属している場（保育園・幼稚園・学校・福祉施設など）、定期的に訪れる場（病院や訓練機関、相談機関など）、そして、相談に行く場（支援センター、市の窓口など）、それぞれ関係する機関が連携を強化することが求められています。

また、国の基本指針の改正事項案に基づき、障害者虐待防止法への対応についても、自立支援協議会の活用が検討課題です。

第3章 サービス提供体制の確保の考え方と平成 26年度の目標値

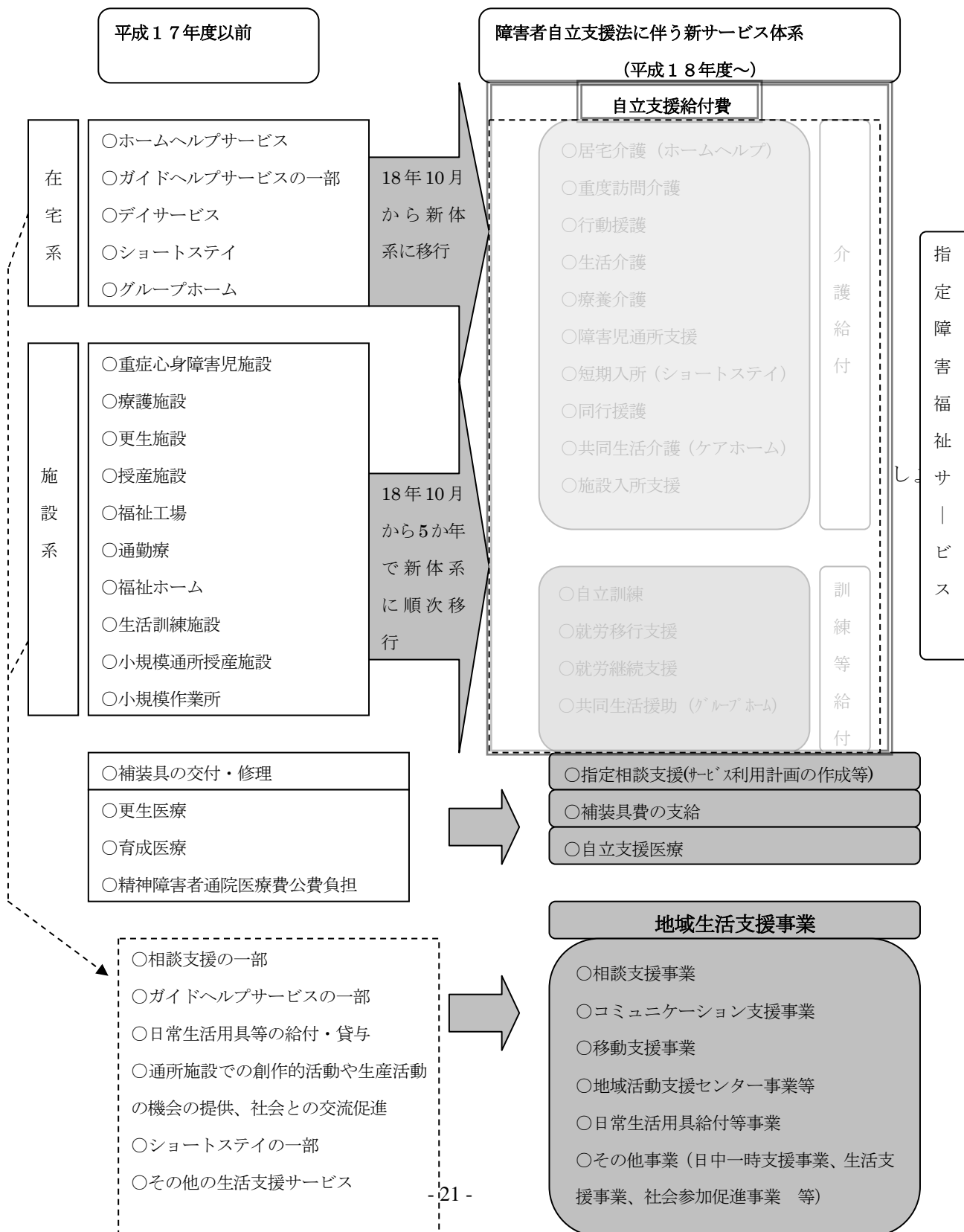
1. サービス提供体制の確保の考え方
2. 平成26年度の目標値

1. サービス提供体制の確保の考え方

本計画は、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

障害者自立支援法に基づき、平成18年度からサービスの新体系が導入されており、平成23年度末までに旧体系の事業が順次移行されている状況です。

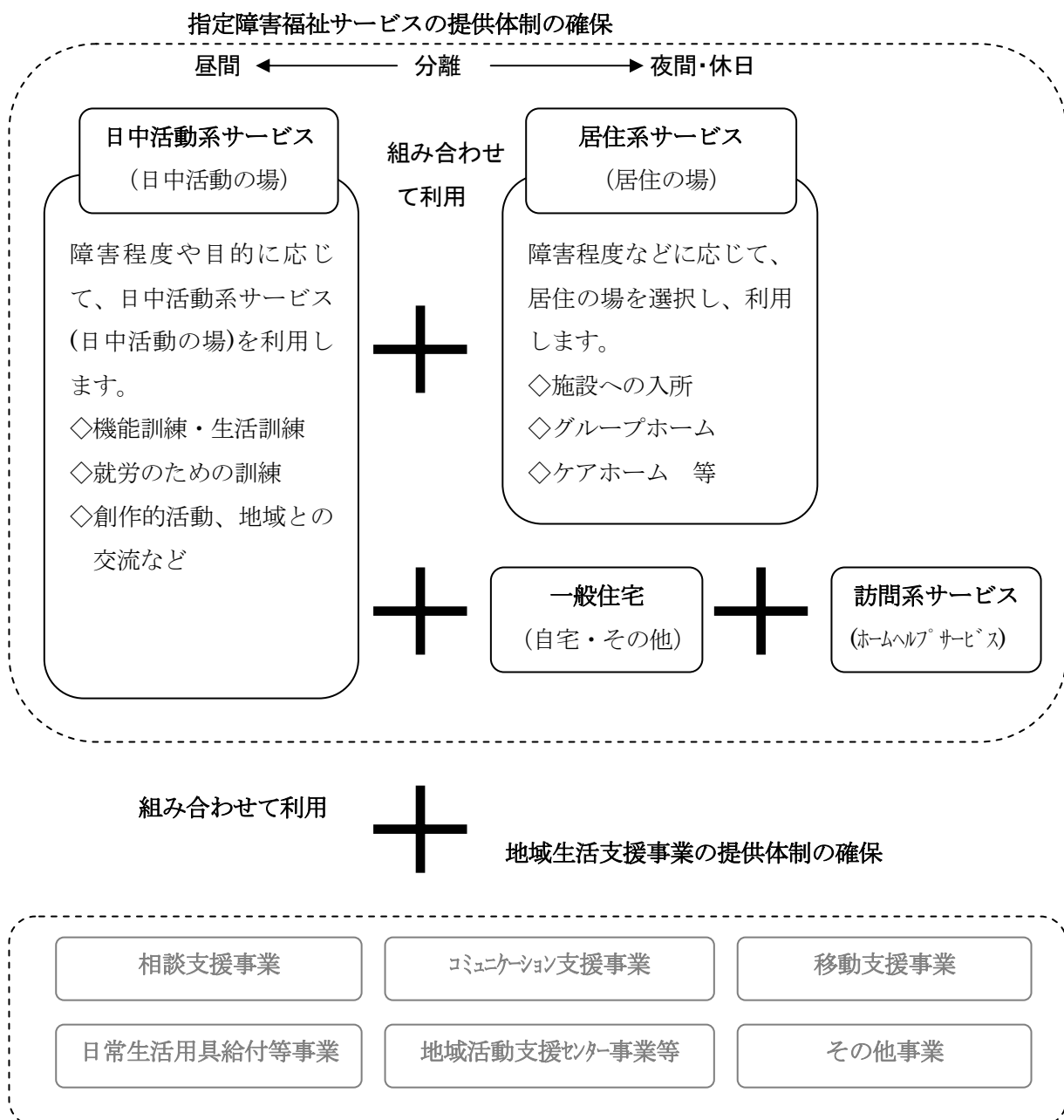
図表 16 障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行の概要



なお、サービス提供体制の確保の考え方は、第1期計画、第2期の考え方を継承するとともに、基本的な考え方を念頭に、この期間の実績等を踏まえて平成26年度の目標値を設定した上で、ニーズに応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実に努めていきます。

図表 17 サービス提供体制の確保の考え方

1. 必要な訪問系サービスの確保
2. 希望する日中活動系サービスの確保
3. グループホーム等の確保を図り、施設入所から地域活動への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



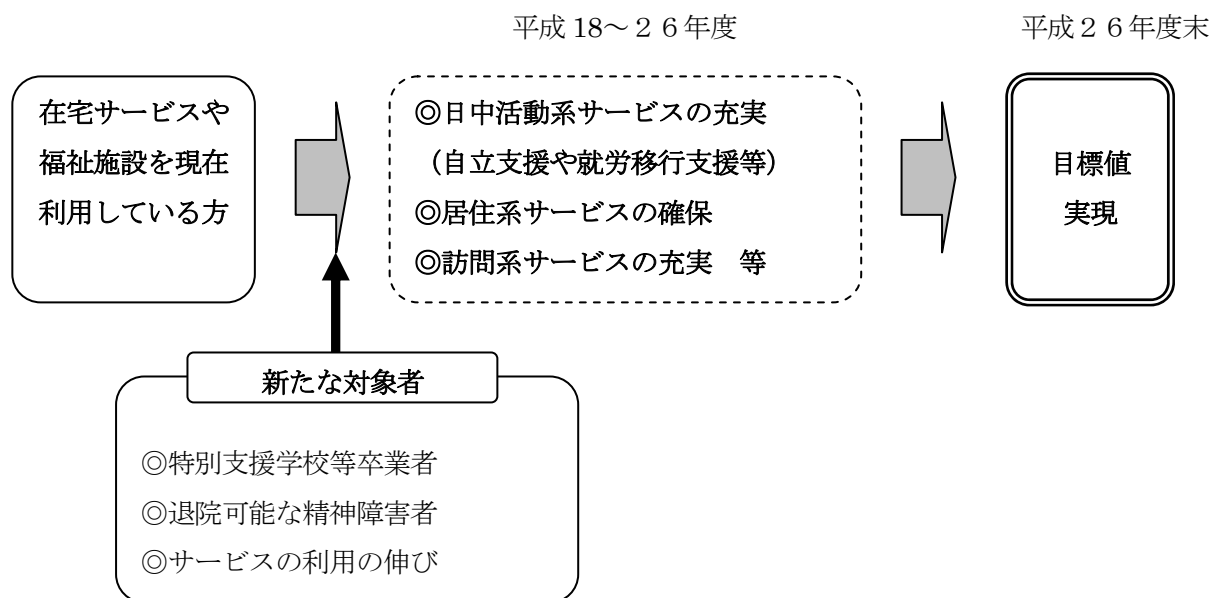
2. 平成26年度の目標値

本計画では、障害を有する方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成26年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・退院可能精神障害者の地域生活への移行
- ・福祉施設利用者の一般就労移行

3つの目標値の設定にあたっては、国における障害福祉計画策定基本指針の改正事項案や、県の「第2期茨城県障害福祉計画」の方針に基づき、原則、第1期計画の目標値を踏襲します。

図表 18 目標値実現までの流れ



(1)施設入所者の地域生活への移行

本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成26年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、第1期障害福祉計画策定時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することが基本とされています。

本市では、第1期、第2期の実績として平成23年度までの実績値が13人だったことから、施設入所者を減らす観点から、平成26年度末までに施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者を新たな目標として3人と設定します。

しかし、入所施設が設置するグループホーム・ケアホームの多くは、それらを希望する利用者がある程度集まった時点で設置されてきたので、グループホーム・ケアホームができた時にはすでに入居者が決まっているという状況があります。

今後はグループホーム・ケアホームをつくろうとする人と、つながりのない希望者を結びつける仕組みが求められています。

また、施設を出て、グループホーム・ケアホームで暮らすには、家賃、光熱水費、食費など通常の生活にかかる費用が必要になりますが、このような費用に対して平成23年10月からグループホームに対する助成がはじまりました。しかしこれだけでもまだ十分に安心して暮らせるわけではありません。利用者の平均工賃のアップや生活に十分な給料のもらえる働く場の確保も必要です。

図表 19 施設入所者の地域生活への移行

(単位:人)

事 項	数 値	備 考
平成 17 年 10 月の入所者数 (A)	62	身体障害者の療護施設と授産施設 知的障害者の更生施設と授産施設 } の入所者数
目標年度入所者数 (B)	55	平成 26 年度時点の見込み
第 1 期の削減実績	-1	
第 2 期の削減実績	6	
第 3 期の削減目標値	3	
削減目標値 合計	7	(A)-(B)の値
第 1 期の地域移行実績	7	
第 2 期の地域移行実績	6	
第 3 期の地域移行目標値	3	
地域移行目標値 合計	16	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

(2)退院可能な精神障害者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、地域での受け入れ条件を整えば、病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成26年度末における退院可能な精神障害者数の目標値を5人と設定しています。

なお、目標値については、国の基本指針で、平成24年度までに退院可能な精神障害者の解消をめざすことが基本とされています。しかし問題解消には至っていないのが現状となっています。

本市の退院可能な精神障害者については、県の調査により把握された平成18年10月19日時点の13人のうち、平成23年9月末時点では5人となっており大幅に削減された人数となっていますが、今後とも「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(県の事業)などを通じて県と連携を図りつつ、平成26年度までに退院可能な精神障害者を解消することを目指します。

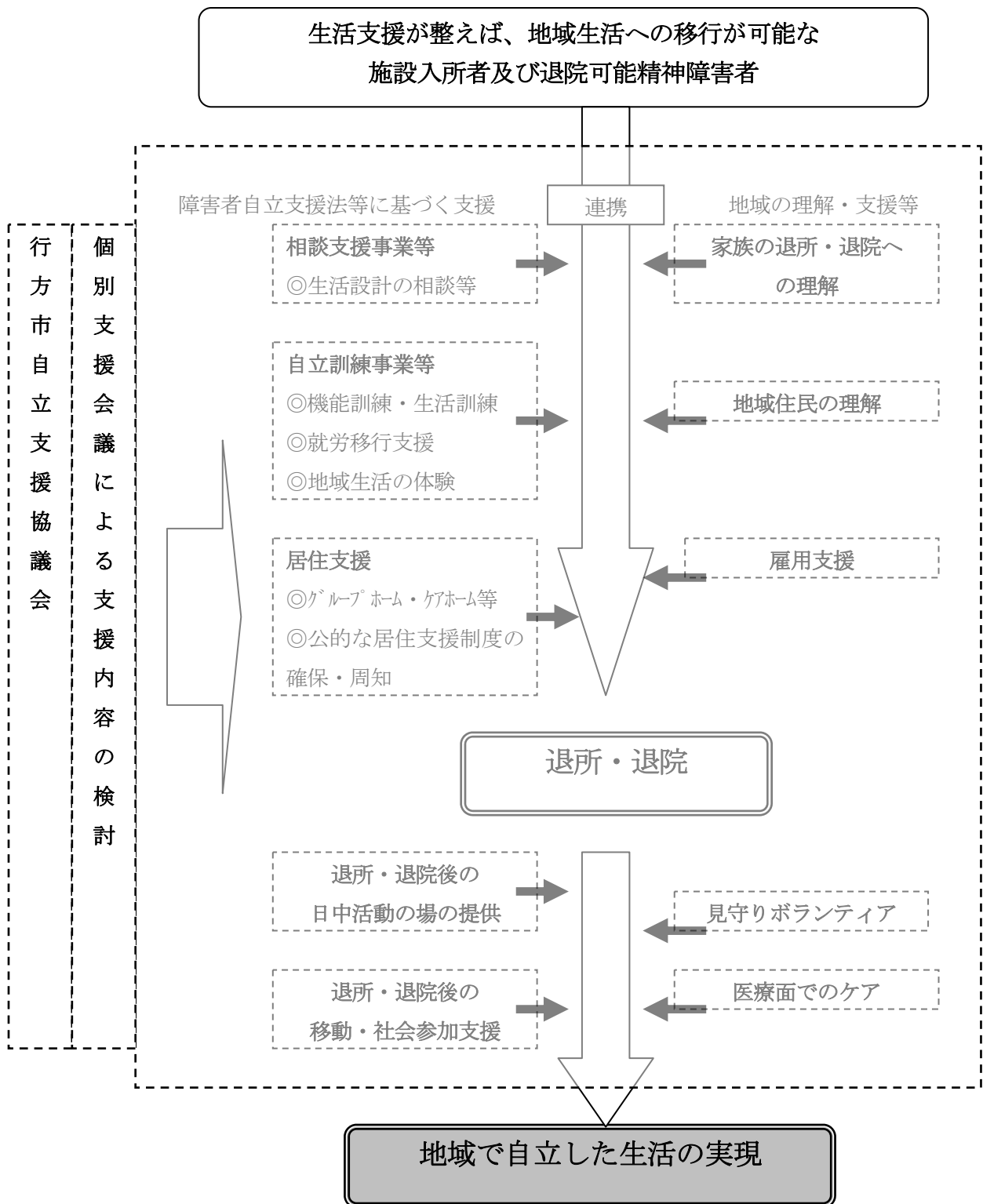
しかし、地域での支援体制は十分でなく、病院としてただ地域に出せば良いということでもないので、安心して暮らせる街づくりが必要です。

図表 20 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

(単位:人)

事 項	数 値	備 考
平成 18 年 10 月 19 日現在の退院可能精神障害者数	13	県調査による退院可能精神障害者数
平成 23 年 9 月末現在の退院可能精神障害者数	5	県調査による退院可能精神障害者数
平成 23 年 9 月末現在までの減少数	8	県調査による減少の実績数
第 3 期(平成 24～26 年度)における目標減少数	5	第 3 期において退院し地域への移行を目指す者の数
目標減少数 合計	13	平成 26 年度末までに減少を目指す数の合計

図表 21 地域生活への移行支援



(3)福祉施設利用者の一般就労への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度中までに福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を6人と設定します。

施設利用者が一般就労するには、基礎体力の養成、対人関係の構築、職場見学・実習、定着支援などが必要です。

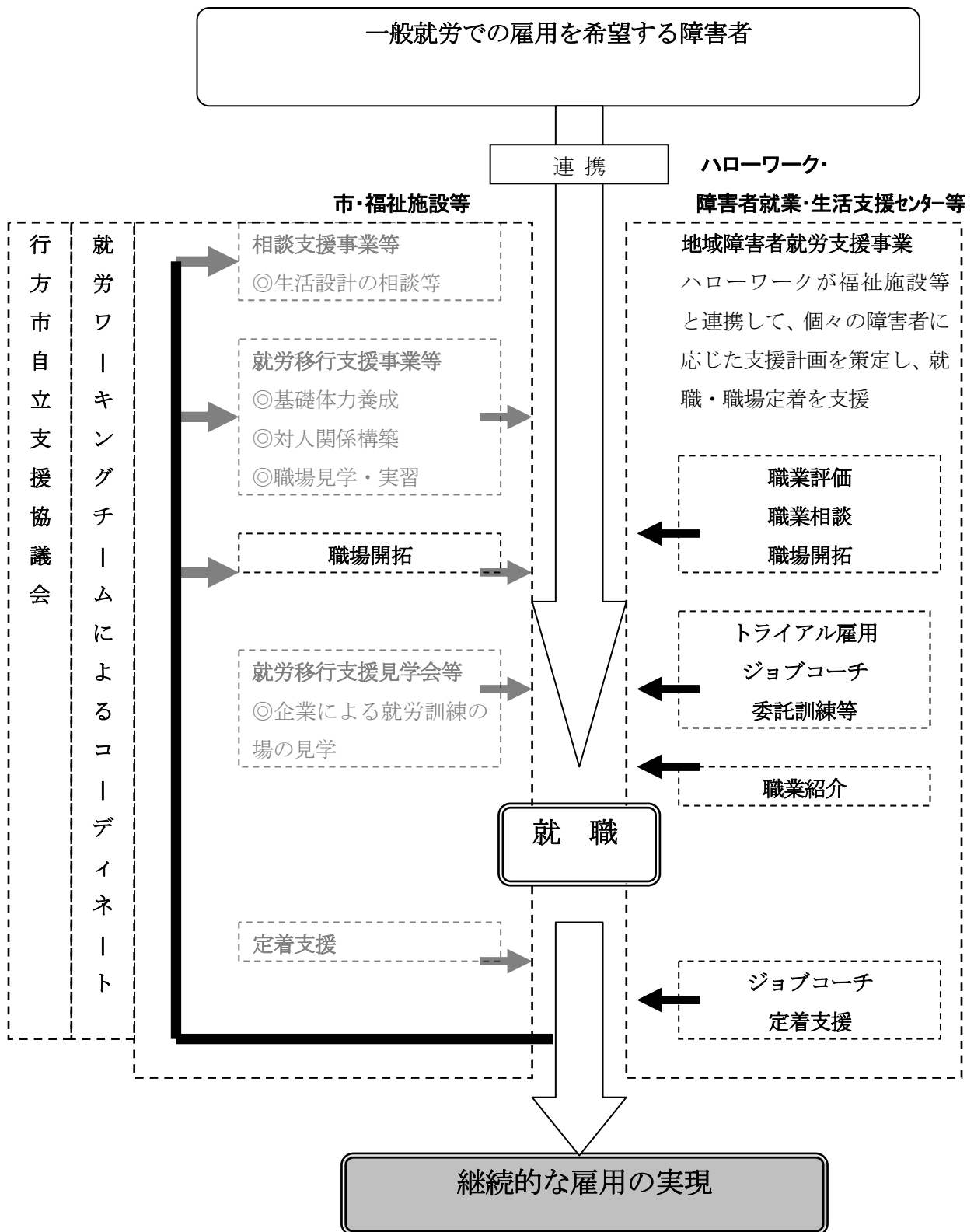
行方市内には、就労移行支援事業所がないので、今後も潮来市内にあるブリッジタウン等で必要な訓練を受けながら、常陸鹿嶋公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターまつぼっくりとの連携のもと、就労移行の充実を図り、目標値の実現を目指します。

図表 22 福祉施設から一般就労への移行

(単位:人)

事 項	数 値	備 考
平成 18 年 10 月現在の一般就労移行者数	0	平成 18 年度において福祉施設を退所し一般就労した者
平成 23 年 11 月現在の一般就労移行者数	3	第 2 期計画期間中 (H21~H23) に一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	6	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

図表 23 雇用と福祉の連携による就労支援



第4章 障害福祉サービス等の必要量の見込みと その確保のための方策

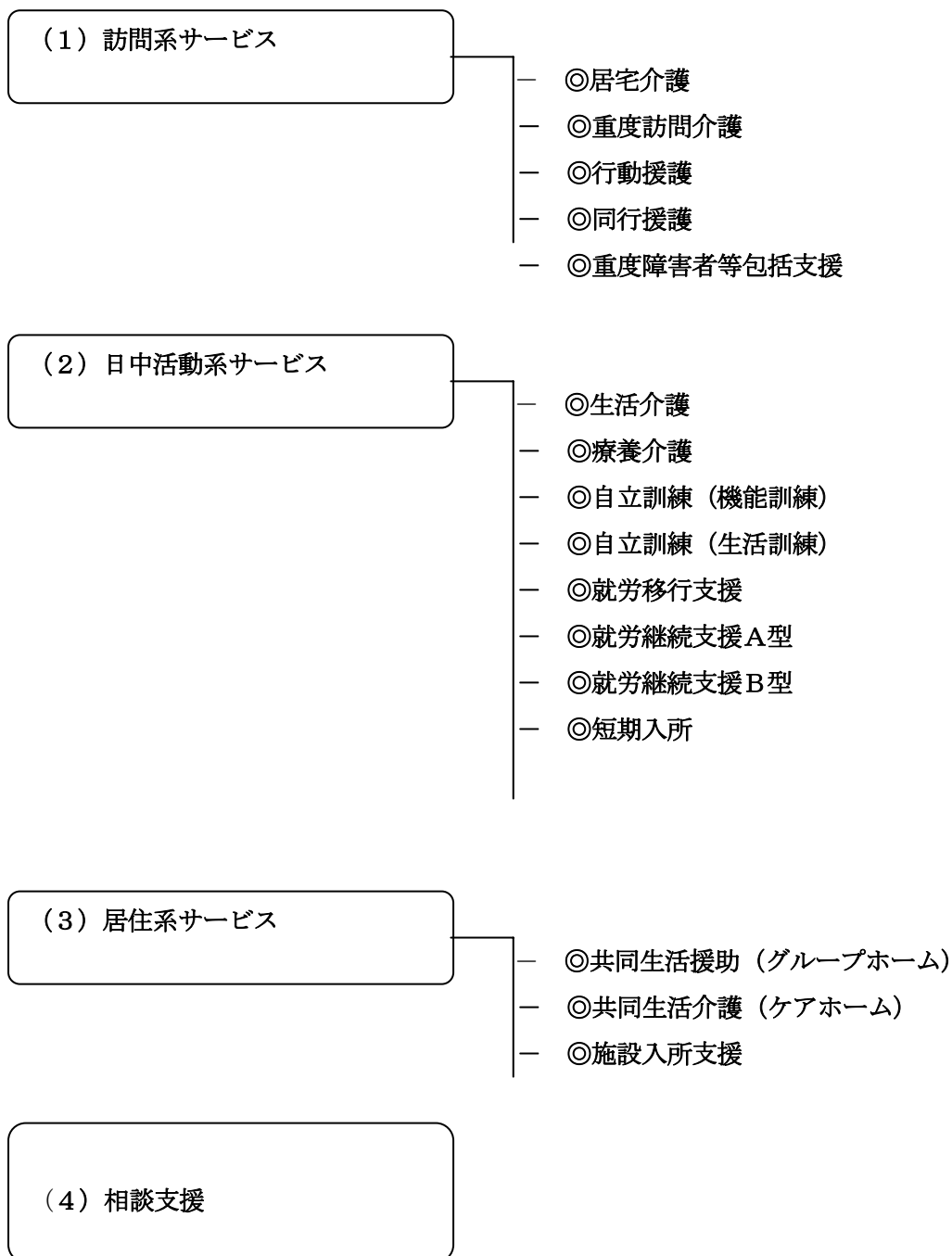
1. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量の設定
2. 地域生活支援事業の実施に関すること

1. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量の設定

本市は、平成26年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービスおよび相談支援の各サービスについて第1期、第2期の実績や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成24年度から平成26年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 24 障害福祉サービス等一覧



(1)訪問系サービス

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第3期のサービス見込量は、第2期までの実績や高齢化に伴う利用者数の増加などを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、今後、施設からの退所、病院からの退院など、地域で生活する障害者が増えると見込まれるので、より一層のサービス基盤の確保に努めていきます。

居宅介護支援事業所は市内にもありますが、ここ数年のサービス実績の上昇をみると、近隣の事業所も活用しながら支援を進めていかなければなりません。

なお、ここでは平成23年10月より創設された「同行援護」のサービス受給も見込まれますので、第3期計画から図表に配置しました。

図表 25 訪問系サービスの見込量

サービス種別		平成24年度 見込量	平成25年度 見込量	平成26年度 見込量
居宅介護	(実利用者数)	40	53	55
	時間(延べ利用時間)	950	1007	1045
重度訪問介護	(実利用者数)	0	0	0
	時間(延べ利用時間)	0	0	0
行動援護	(実利用者数)	2	2	2
	時間(延べ利用時間)	20	20	20
同行援護	(実利用者数)	5	5	5
	時間(延べ利用時間)	100	100	100
重度障害者等包括支援	(実利用者数)	0	0	0
	時間(延べ利用時間)	0	0	0

(2)日中活動系サービス

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第3期のサービス見込量は、第1期、第2期の実績やサービス事業所における今後の新体系移行予定、今後の養護学校卒業生の進路の見込みなどを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、施設や事業所の新体系への移行を推進するとともに、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

生活介護と短期入所は、市内で玉寿荘が実施しています。

また、就労継続支援B型は「フリーダム」「いもや」が実施していることから、平成26年度利用者見込量を60人と見込みました。

図表 26 日中活動系サービスの見込量

サービス種別		平成 24 年度 見込量	平成 25 年度 見込量	平成 26 年度 見込量
生活介護	(利用者数)	80	82	84
	時間(延べ利用時間)	1600	1640	1680
自立訓練(機能訓練)	(利用者数)	1	1	1
	時間(延べ利用時間)	20	20	20
自立訓練(生活訓練)	(利用者数)	2	2	3
	時間(延べ利用時間)	48	48	48
就労移行支援	(利用者数)	10	10	10
	時間(延べ利用時間)	198	198	198
就労継続支援(A型)	(利用者数)	0	0	0
	時間(延べ利用時間)	0	0	0
就労継続支援(B型)	(利用者数)	45	60	60
	時間(延べ利用時間)	841	1122	1122
短期入所	(利用者数)	15	15	15
	時間(延べ利用時間)	150	150	150
療養介護	(利用者数)	5	5	5
	時間(延べ利用時間)	155	155	155

(3)居住系サービス

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、第1期、第2期の実績やサービス事業所における今後の新体系移行予定、福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、入所施設による共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進するとともに、新たな事業者への必要な支援に努めます。

今後は、本人の希望や生活能力により、施設入所からグループホーム、ケアホーム等への移行を進めていきます。

なお、児童デイサービスについては、平成24年4月1日から新たに「児童福祉法」を根拠法に「障害児通所支援」として実施されることとなります。そのため根拠法の変更に伴い、本計画には定めていません。

図 27 居住系サービスの見込量

サービス種別		平成 24 年度 見込量	平成 25 年度 見込量	平成 26 年度 見込量
共同生活援助 (グループホーム)	(利用者数)	6	6	6
共同生活介護 (ケアホーム)	(利用者数)	13	13	13
施設入所支援	(利用者数)	64	60	55

(4)相談支援

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

平成 24 年 4 月から相談支援サービスについては以下の 3 つに分かれ、多様なサービスの体系を作ることになっています。

① 計画相談支援

…… 障害福祉サービスを利用する人について地域で安心し、充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。(平成 26 年までにサービス受給者全員対象)

③ 地域移行支援

…… 病院や施設で長期入所等していた方が地域で生活するための住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

④ 地域定着支援

…… 居宅で一人暮らししている方について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などの支援をします。

相談支援の見込量

計画相談支援は、平成 26 年までにサービス受給者全員対象として、計画支援（個別計画支援）することになっていますので、見込量が大きくなっていきます。

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	(実利用者見込)	81	161	239
地域移行支援	(実利用者見込)	3	3	2
地域定着支援	(実利用者見込)	2	2	1

2. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、市内や近隣の社会資源を利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、第1期、第2期の実績等を踏まえつつ、障害者、障害児の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、コミュニケーション支援（手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣）、日常生活用具の給付、障害者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続します。

また、本市では平成23年10月より訪問入浴サービス事業を開始しました。これにより重度の障害のため自宅で入浴することの難しかった方が、このサービスを受けることで入浴する事が出来るようになっていきます。しかし訪問入浴に対応する事業所数が限られているため、多数の方のニーズへの対応が難しいという課題があります。

(1) 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第1期、第2期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 29 地域生活支援事業の見込量

区分		年度	H24年度	H25年度	H26年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	(実施か所数)	2	2	2
	地域自立支援協議会	(実施の有無)	有	有	有
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	(見込者数)	県に依存		
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実施か所数)	県聴覚障害者協会へ委託		
		(利用者数/月)	3	4	5
日常生活用具等給付事業	介護・訓練支援用具 特殊バット・特殊マット、特殊尿器、移動リフト、体位変換器等	(給付件数/年)	10	10	11
	自立生活支援用具 入浴・浴槽用いす、すのこ、ポータブル便器、つえ等	(給付件数/年)	3	3	4
	在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、透析液加温器、ネプライザー等	(給付件数/年)	6	6	7

	情報・意思疎通支援用具 拡大読書器、文字読み上げ装置、点字器、人工喉頭、等	(給付件数/年)	10	10	11
	排泄管理支援用具 ストマ用品・洗腸用具、紙おむつ等	(給付件数/年)	370	410	450
	居宅生活動作補助用具 居室、玄関、台所、トイレなどの住宅改修（風呂以外）	(給付件数/年)	3	3	4
移動支援事業		(実施か所数)	4	5	6
		(利用者数/月)	20	21	22
地域活動支援センター	I型 メイプル(精神)	(実施か所数)	1	1	1
		(利用者数/月)	4	5	6
	III型 スマイルハウス(精神) れいめい(精神)	(実施か所数)	2	2	2
		(利用者数/月)	5	5	6
	III型 ドリームハウス(知・身)	(実施か所数)	1	1	1
		(利用者数/月)	28	29	30
更生訓練費事業		(実施か所数)	1	1	1
		(給付件数/年)	0	0	0
日中一時支援事業(鹿島育成園、中台育心園、涸沼学園、たまり刈-ホーム、はーとふるビレッジ等)		(実施か所数)	11	11	12
		(利用者数/月)	20	22	24
生活サポート事業		(利用者数/月)	0	0	0
点字・声の広報等発行事業		(発行回数/年)	社協事業で実施済		
自動車運転免許取得費助成事業		(助成件数/年)	1	1	2
訪問入浴サービス事業		(助成件数/年)	5	6	7
自動車改造費助成事業		(助成件数/年)	1	1	2

(2)行方市地域自立支援協議会の役割

行方市地域自立支援協議会は、障害のある方の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

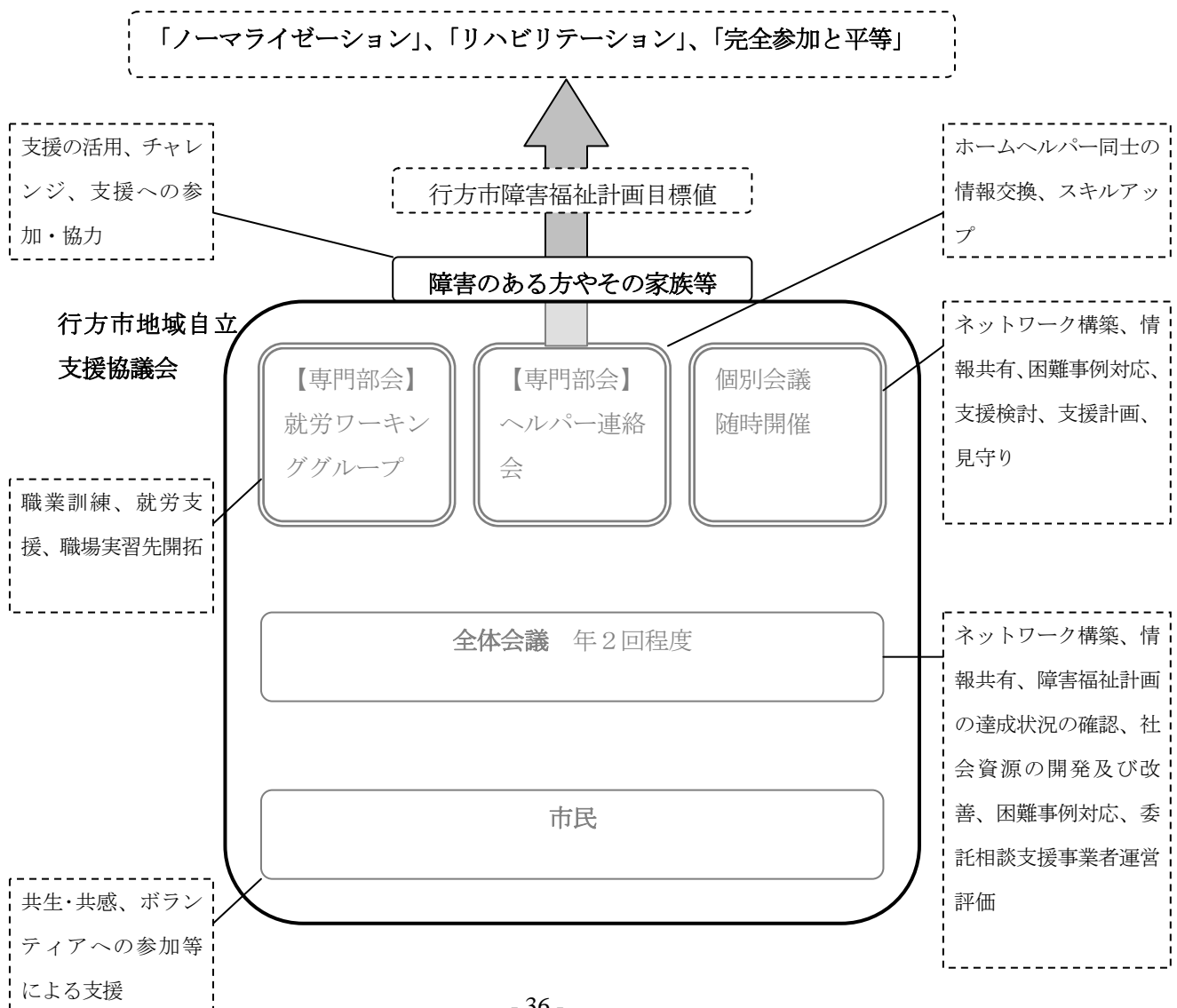
【協議事項】

- ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- ・行方市障害福祉計画の達成状況の確認
- ・地域の社会資源の開発及び改善
- ・困難事例の対応の協議
- ・個別の支援検討会議

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成し、また、必要な専門部会を設置し、障害のある方への支援に関して、専門的見地からケース検討、関係機関の情報共有を行います。

協議会の役割と運営のイメージは、次のとおりです。

図表 30 行方市地域自立支援協議会の役割と運営のイメージ



第5章 計画の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方
2. 点検及び評価体制
3. 点検及び評価結果の周知

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成26年度末の目標値として設定した項目について、福祉施設の入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

2. 点検及び評価体制

今後は、「行方市地域自立支援協議会」が計画を点検及び評価する役割を担い、関係機関の参加のもとで、毎年度点検・評価を実施します。

3. 点検及び評価結果の周知

「行方市地域自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、広く市民に周知を図ります。

図表 31 計画の達成状況の点検及び評価

